

(1) 介護保険による住宅改修が利用できない!?

「介護保険による住宅改修工事を申請すれば、自己負担金が安くすむ」と業者が勧誘する場合がありますが、条件によっては介護保険が利用できません。介護保険を利用するためには、お住まいの区の保健福祉センターの介護保険担当に事前申請を行い「給付券」の交付を受ける必要があります。

しかし、高額な工事費のため申請が却下になるケースや、申請前に工事を始めたが介護保険が適用されず違約金を請求されるケースがありました。また、市の補助金が使えたと勧誘したり、改修する意志のない人の介護保険証を持ち去り、無理に契約させようとした相談が寄せられています。

契約する前に、家族や友人、ケアマネージャーにも相談して、必要な工事なのか、介護保険が利用可能か確認してください。また、複数業者から見積もりや工程表を取り、適正な金額で契約しましょう。

なお、訪問販売の場合、工事開始後でもクーリング・オフができる場合がありますので、困った時は、大阪市消費者センターにご相談ください。

(2) 代金引換の宅配便を開けたら、ティッシュひと箱だけ!?

地域包括支援センターから情報が寄せられました。

夜遅くに宅配便業者らしき人が訪ねてきたので、5万円を払った後、中を開けたらティッシュの箱が出てきて、伝票番号等も偽物だったというケースでした。

商品等が届いても、申し込んだ覚えがなければ、受け取りを拒否し、絶対にお金を払わないでください。

困った時は大阪市消費者センターにご相談ください。また、脅される等恐怖を感じるものがあれば、警察に話してください。

大阪市消費者センター（住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階）

・消費生活相談専用電話：6614-0999

（大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く）

・メール相談：大阪市消費者センターホームページから
「メール相談」にアクセス

・面談：大阪市消費者センター（予約不要）
その他の面談場所（要予約 6614-0999）
・天王寺サービスカウンター
・市民相談室(市役所1階)

地域講座をご利用ください。

約10名以上集まれば、無料でどこでも出張します。

地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員協議会、介護サービス事業所・町会等の会合で1時間程度の研修はいかがですか？

[地域講座についてのお問い合わせ](#)は、6614-7522
へお願いします。



メインキャラクター / エルちゃん